

開発許可申請図書一覧

(1) 関係書類一覧表

申請 図書	図書の種類	明示すべき事項	備考
申請書	開発行為許可申請書	〈別記様式第二〉、〈別記様式第二の二〉	
委任状	委任状		申請者が申請手続きをその他の他人に委任する場合
設計 説明書	設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画 〈様式第3号の1及び2〉	自己居住用住宅は不要
証明書 及び 調書	設計者の資格調書	設計図書の作製者が省令第十九条の資格を有する者であることを証する書類（学校卒業証明書および資格証明書等添付） 〈様式第5号〉	1 ha 未満は不要 (省令第十七条第1項 第四号)
	法第三十四条第十三号に適合していることを証する書類	法第三十四条第十三号の届出をした者が開発許可を受ける場合で、自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類	(省令第十七条第1項 第五号)
	工事施行者の能力調書	工事施行者の事業経歴書及び建設業の登録写し添付 〈様式第6号〉	自己居住用の住宅又は住宅以外の自己業務用で1 ha 未満は不要 盛土規制法のみなし許可（第十五条第2項）に該当する場合は添付要
	申請者の資力信用調書	法人税、所得税の納税証明、預金残高証明等を添付。資力及び信用の判断については、資金調達能力に不安があったり、過去に誠実に事業をしなかった前歴（都市計画法及び宅地建物取引業法に基づく監督処分等を受けた者）がある場合の事態を判断基準とする。 〈様式第7号〉	自己居住用の住宅又は住宅以外の自己業務用で1 ha 未満は不要 盛土規制法のみなし許可（第十五条第2項）に該当する場合は添付要
	暴力団に該当しない旨の誓約書	〈別紙1様式〉	自己居住用の住宅又は住宅以外の自己業務用で1 ha 未満は不要
	工場調書	取扱品目、作業内容を記載	
	街路証明書	都市計画街路に抵触する場	

申請 図書	図書の種類	明示すべき事項	備考
資 金 計 画 書	資金計画書	〈別記様式第三〉	自己居住用の住宅 又は住宅以外の自 己業務用で1 ha 未 満は不要 (省令第十五条第四号) 盛土規制法のみな し許可(第十五条第 2項)に該当する場 合は添付要
登 記 事 項 証 明 書	登記事項証明書又は 登記簿謄本	土地(建物)の登記事項証明書又は登記 簿謄本(3ヶ月以内) 区画整理事業施行区域の場合は、仮換地 底地証明書	開発区域内全てに ついて必要です 登記名義人が死亡 している場合には、 当該物件に係る相 続人を確認できる 書類を添付するこ と
公 図	公図(地番図)	開発区域及び周辺の土地の公図。公図に は、写しをとった法務局、年月日、氏名 を記入のうえ捺印	
同 意 書	開発行為施行同意書	開発区域内権利者の同意(印鑑証明書添 付)、権利者、物件が多数の場合は開発区 域内権利者一覧表を添付すること。 〈様式第4号〉 権利を有する者が死亡している場 合等は、全ての相続人の同意及び相 続関係を証明する書類 同意者が法人の場合、資格証明書 (法人登記事項証明書)	同意書については、 所有者ごとに作成 すること。 施行区域内の土地、 建物又は工作物に ついて施行の妨げ となる権利を有す るものの同意書類 (所有権、根抵当権 等) (省令第十七条第1項 第三号)
	公共施設管理者同意 書	法第32条の規定による公共施設の管理者 との協議に関する図書	(法第三十条第2項)
	一次放流先の同意書	一次放流先において影響を受ける水利組 合等との協議に関する図書	
協 議 書	公共施設管理者協議 書	法第32条の規定による公共施設の管理 者との協議に関する図書	(法第三十条第2項)
そ の 他	隣接地、周辺地域等 との調整資料	調整過程及び結果判断資料 (備考) ・隣接地所有者及び付近住民に対して、 開発行為による境界の確認又、工事施 工による迷惑行為等について、事前に 趣旨の徹底を図り、トラブル等が発生	

申請 図書	図書の種類	明示すべき事項	備考
その他	隣接地、周辺地域等 との調整資料	<p>しないよう努めなければならない。万一不服等の苦情が発生した場合は、開発者は誠意をもってその改善等の措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元関係者の同意書 大規模の開発行為又は、開発区域の周辺地域に対する影響が大であるものは地元関係者の同意を得る。 ・周知範囲が分かる位置図 ・地元説明会を開催した場合は、開催案内及び開催結果が分かる資料（議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等） ・書面配布の場合は、配布した書面 	
	他法令の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可 ・道路工事施工承認書 ・河川工事施工承認書 ・占用許可書 ・法定外公共物工事施工承認書 ・官民境界線の証明書（境界明示） ・公用廃止を証する書類（里道・水路） ・他法令に基づく許認可の写し 	

(2) 関係図面一覧表

申請 図書	図書の種類	標準 縮尺	明示すべき事項	備考(注意事項等)
位置図	開発区域位置図	1/50,000 以上	開発区域の位置を表示した地形図	(省令第十七条第1項 第一号)
区域図	開発区域図	1/2,500 以上	開発区域を明らかにする範囲で府県界、市町村界、市町村内の字界、地番、形状、隣地の地番、所有者名等	(省令第十七条第1項 第二号)
排水 系統図	開発区域排水経路図	1/2,500 以上	開発区域の位置、開発区域よりの排水経路断面、構造、放流先の名称	
設計図 (設計 者記名 捺印す ること)	現況図	1/2,500 以上	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)並びに開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設(等高線は2mの標高差を示すものであること)、1ha以上について樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況	(省令第十六条第4項) 樹木の保存 表土の保全
	土地利用計画図	1/1,000 以上	方位、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木の集団の位置並びに緩衝帯等の位置及び形状	(省令第十六条第4項) 区域内外の道路、公園の設置、公益的施設、緩衝帯
	造成計画平面図	1/1,000 以上	方位、開発区域の境界、切土又は盛土する土地の部分。がけ(地表面が水平面に対し30度をこえる角度をなす土地)で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。又は擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員及び勾配。	(省令第十六条第4項) 縦断勾配 隅切り
	造成計画断面図	1/1,000 以上	切土又は盛土をする前後の地盤面の高低差の著しい箇所、切土、盛土の無い場所であっても必要ある場合は、二方向断面図	(省令第十六条第4項) 縦断勾配 隅切り
	道路縦断図	1/500 以上	測点、勾配、計画高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線	自己居住用住宅は 不要
	道路標準断面図	1/50 以上	路面、路盤の詳細、雨水枳及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	自己居住用住宅は 不要
	排水施設計画平面図	1/500 以上	排水区域の区域界、排水路の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流水方向、吐口の位置、放流先の名称、調整池の位置	(省令第十六条第4項) 水利計算との整合

申請 図書	図書の種類	標準 縮尺	明示すべき事項	備考
設計図 (設計 者記名 捺印す ること)	排水施設縦断図	1 / 500 以上	マンホール記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	排水施設の構造、土被り、柵の構造
	排水施設構造図	1 / 50 以上	構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水柵、吐口)終末処理施設を設けた場合は、その図書を添付すること。	排水施設の構造、土被り、柵の構造
	給水施設計画平面図	1 / 500 以上	給水施設の位置、形状、内のり寸法および取水方法並びに消火栓の位置(排水施設計画平面図と併用してもよい。)	自己居住用住宅は不要 (省令第十六条第4項)
	がけの断面図	1 / 50 以上	がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護方法	(省令第十六条第4項) がけ面の保護
	擁壁の断面図	1 / 50 以上	擁壁の寸法及び勾配(1:0.5等を表示)擁壁の材料及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料および寸法。	(省令第十六条第4項) 擁壁基準 擁壁計算書との整合
	擁壁の背面図 (展開図)	1 / 50 以上 (1 / 500 以上)	擁壁の高さ、延長、根入れ寸法及び埋戻し線、水抜き穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	
求積図	造成地求積図	1 / 500 以上	造成地について三斜方式等により求積、区画割りにについても求積。	(細則第3条第8号) 設計説明書との整合
	公共施設求積図	1 / 500 以上	公共施設について、道路、公園、広場、緑地緩衝帯、水路等について三斜方式等により求積。	
防火 水槽	防火水槽構造図	1/50 以上		自己居住用住宅は不要
防 災 事	防災計画図 (計画平面図)	1/1,000 以上	方位、等高線、計画道路線、段切位置、へドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置・形状・寸法及び名称、流土計画、工事中の雨水排水路、防災措置時期及び期間(原則1ha以上)	(細則第3条第10号) 自己居住用住宅は不要 原則1ha未満は不要
	防災施設構造図	1/100 以上		自己居住用住宅は不要 原則1ha未満は不要

※その他市長が必要と認める図書。

(3) その他計算書等

申請 図書	図書の種類	明示すべき事項	備考
水 理 計 算	排水流域図	開発区域に流入する地域、 開発区域内の各排水区域、 調整池等の位置	
	流量計算書	計画雨水量、合理式流量計 算書、クッター公式、マニ ング公式	
現 況 写 真	現況写真	開発区域の現況、道路、排 水路等開発行為に関係の ある公共施設の現況	
安 定 計 算	構造物の 安定計算書	擁壁の安定計算、その他	鉄筋コンクリート造、 無筋コンクリート造 の擁壁を設置する場合
		擁壁又は崖面崩壊防止施 設の概要（注）、 構造計画、応力算定及び 断面算定	鉄筋コンクリート造、 無筋コンクリート造 の擁壁を設置する場合 <small>（盛土規制法 省令第七条第1項 第二号）</small> 崖面崩壊防止施設の場合 <small>（盛土規制法 政令第十四条、 省令第三十一条）</small>
	措置の概要、構造計画、 応力算定及び断面計算等	土石の堆積を行う面（鋼板等 を使用したものであって、勾 配が10分の1以下であるも のに限る。）を有する堅固な 構造物、又は、滑動する堆積 した土石を支える為の構造物 を設置する場合 <small>（盛土規制法 省令第七条第2項 第二号、第三十二条）</small> 堆積した土石の周囲にその 高さを超える鋼矢板等の設 置措置を講ずる場合 <small>（盛土規制法 省令第七条第2項 第三号、第三十四条第1項 第一号）</small>	盛土規制法の みなし許可 （第十五条第 2項）に該当す る場合は添付 要
地盤、崖面及び 溪流等におけ る盛土の安定 計算書	土質試験その他の調査 試験に基づく安定計算書、 盛土の安定計算書	災害の生じるおそれが特 に大きい土地において、高 さ15mを超える盛土をす る場合 <small>（盛土規制法 省令第七条第1項 第三号）</small>	
		崖面を擁壁で覆わない 場合 <small>（盛土規制法 省令第七条第1項 第四号）</small>	
		溪流等において土石の 堆積をする場合 <small>（盛土規制法 省令第十二条）</small>	

土 計 量 算	土量計算書	盛土又は切土の 土量計算書	平面図、断面図を元に作成	盛土規制法の みなし許可 (第十五条第 2項)に該当す る場合は添付 要
その他	大臣認定擁壁 認定書	計画条件が認定条を満足 していることが分かる 書類	鉄筋コンクリート、 無筋コンクリート造 又は間知石練積み造 その他練積み造以外の擁 壁で工区度交通大臣がこ れらの擁壁と同等以上の 効力があると認めるもの を設置する場合 (盛土規制法 政令第十七条)	

(注) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象 (盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の進入、又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付してください。